

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和3年8月

熊本県

目次

第 1	基本的な考え方	1
第 2	普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項	1
1	基本的な課題の解決に向けた取組方針	
(1)	くまもと農業を支える産地の育成・強化	
(2)	多様な担い手の確保・育成	
(3)	持続可能な農業・農村の振興	
(4)	自然災害等のリスク対応力の強化	
(5)	令和 2 年 7 月豪雨からの創造的復興への対応	
2	活動方法に関する基本的な事項	
(1)	重点化すべき課題に対応した取り組みの推進方向	
(2)	普及指導活動の効果的かつ効率的な実施	
第 3	普及指導員の配置に関する基本的事項	8
1	普及指導員の配置	
2	農業革新支援専門員の配置	
第 4	普及指導員の資質の向上に関する基本的事項	9
1	普及指導員育成計画	
2	向上を図るべき資質	
3	資質向上の方法	
第 5	農業普及・振興課の運営	11
1	農業普及・振興課の活動体制	
2	農業革新支援センターの活動体制	
第 6	農業者研修教育施設における研修教育の充実強化	13
1	研修教育の充実強化	
2	社会人や農業高校等への研修機会の提供	
第 7	その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項	13
1	行政施策への対応	
2	家畜伝染病への対応	
3	病害虫対策への対応	
4	関係指導機関との連携による効率的な普及活動	
5	各種地域協議会連携による普及活動	
6	地域資源である林業・水産業との連携及び都道府県間の連携	
7	農業に関する教育への協力	
8	海外技術協力への対応	

第1 基本的な考え方

本県の協同農業普及事業は、農業改良助長法に基づき、普及指導員が行政や研究組織と連携しながら、直接農業者に接して農業生産の合理化や農業経営の改善、農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を行うこと等により、効果的かつ効率的に、本県の重点農業施策を推進し、農業の持続的な発展や農村振興を図るものである。

本県の農業農村は、人口減少社会の進展による担い手の減少、頻発化・激甚化する自然災害への対応、さらには農産物自由化の進展など大きな不安要素が存在する。

そのような中、本県は農業・農村の維持・発展を図るため、「熊本県食料・農業・農村基本計画」に基づき、時代の変化に対応した稼げる「くまもと農業」の確立と、中山間地域等における魅力と活力あふれる持続可能な農村づくりに取り組むこととしている。

さらに、本県農業に甚大な被害をもたらした、令和2年7月熊本豪雨からの創造的復興を進めることも喫緊の課題である。

加えて、令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」への対応も今後必要となってくる。

このような課題を解決するため、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、高度な技術を指導する「スペシャリスト機能」及び関係機関との連携の下に課題解決を支援する「コーディネート機能」を併せて発揮し、地域農業の課題解決に向けて普及指導活動に取り組む普及事業を実施する。

その際、これらの普及事業をより効果的に展開するため、情報端末（i P a d）等デジタル技術の更なる活用を図る。

併せて、新型コロナウイルス等感染症拡大時における普及指導活動については、上記情報端末の活用及びリスクレベルに応じた活動指針に基づく安全な普及事業の実施に資するものとする。

なお、この実施方針に基づき、おおむね5年間の普及指導活動を計画的に展開する。

第2 普及指導活動の課題と方法に関する基本的事項

1 基本的な課題の解決に向けた取組方針

普及指導活動については、国や県の施策と連動し、公的機関が担うべき役割を踏まえ、地域の実情、農業者のニーズ及び関係機関の意見を鑑み、以下の課題解決に取り組む。

- (1) くまもと農業を支える産地の育成・強化
- (2) 多様な担い手の確保・育成等
- (3) 持続可能な農業・農村の振興
- (4) 自然災害等のリスク対応力の強化
- (5) 令和2年7月豪雨からの創造的復興への対応

(1) くまもと農業を支える産地の育成・強化

ロボット技術やICT（情報通信技術）を活用したスマート農業の実践や農地集積等により省力化・生産性向上を図るとともに、消費者の需要に即した農畜製品の安定供給・出荷量平準化のための栽培技術の普及や、GAP（農業生産工程管理）、農場HACCP（危険分析重要管理点）の導入による安全安心で信頼ある農畜製品づくりを通じて、本県農業を支える産地の育成・強化を推進する。

また、農業者と異業種の連携による6次産業化の取組みや輸出拡大に向けた産地の生産体制の構築を支援するとともに、地産地消活動や食文化継承等消費者の理解促進の取組みを支援する。

(2) 多様な担い手の確保・育成等

新規就農者、新規参入者、農業法人就職者等、新たな担い手の定着に向けた支援や戦略的に農業経営に取り組む認定農業者や農業法人、地域農業を支える地域営農組織等、多様な担い手の確保・育成に取り組む。

さらに、円滑な経営継承による担い手の確保も進めるため、第三者継承や親族間継承の推進を図る。

また、農業経営及び農村における女性参画の拡大や、企業、外国人材、農福連携による多様な人材の活用のための取組みを推進する。

(3) 持続可能な農業・農村の振興

ア 中山間地域における所得確保と農村振興

中山間地域における所得確保のため、地域特性を活かした農産物及び6次産業化商品の販路拡大の取組みの支援や、新たな柱となりうる施設園芸等の品目の導入に向けた技術・経営面の指導を行うとともに、多様な所得確保の優良事例を他地域に波及させる。

また、持続可能な農業・農村の振興と集落の活性化を図るため、地域資源を活かした都市農村交流等、農業・農村への理解促進や、農山村の魅力を発信する活動を支援する。

イ 持続可能な農業の実践

本県の農業が地下水と土を育みながら健全に営まれ、安心して安全な食料を安定して生産する力が将来にわたって確保されるよう、土づくり、化学肥料・化学農薬削減の取組みであるくまもとグリーン農業を推進し、耕畜連携による有機資源の活用や、中山間地域を中心とした有機農業の安定生産に向けた取組み等環境への負荷軽減の取組みを推進するとともに、持続可能な農業・農村の維持・発展を図る。

ウ 鳥獣害防止対策の推進

近年増加している農作物への鳥獣被害を防止するため、関係機関と連携し、より効果的な鳥獣被害防止対策等の技術情報を提供するとともに、地域ぐるみの被害防止対策の取組みを支援する。

(4) 自然災害等のリスク対応力の強化

近年のこれまでにない長雨、豪雨、干ばつ、異常高温、勢力の強い台風の接近・上陸、難防除病害虫の発生などは、収量や販売価格だけでなく、圃場、施設、機械等生産基盤も含め農業経営へ大きな影響を及ぼしている。加えて新型コロナウイルス感染症等予期せぬ事態も生じている。

このため、品種の組み合わせや作期分散によるリスク軽減、適期防除による被害軽減など栽培面での対策を支援するとともに、品目・作型に応じて耐候性強化ハウスなど気象変動や災害に対応した施設等の導入を進め、生産安定を図る。併せて、自然災害や感染症等不可抗力な外的要因に備えるため、農業保険の活用等を含めた経営の安定化に向けた取組みを推進する。

また、悪性家畜伝染病については、侵入防止対策の高位平準化のため、地域一体となった飼養衛生管理基準の遵守や発生予防対策、さらに農産物等に多大な被害を及ぼす病害虫の侵入・定着防止対策を進めるため、農業者や関係団体への指導体制整備に取り組む。

(5) 令和2年7月豪雨からの創造的復興への対応

被災地域における営農再開に向けた支援等に加え、くまもとグリーン農業推進や新たな担い手の確保・育成等7月豪雨からの創造的復興に向けた取組みを推進する。

2 活動方法に関する基本的な事項

1の課題への取組みを実施する上で、次に掲げる事項に重点的に取り組むものとする。

なお、活動に際しては、各農業普及・振興課に配備している情報端末（i

Pad)の更なる活用によって、①迅速かつきめ細やかな技術指導の実施、②農業革新支援専門員と普及指導員の連携強化による人材育成、③情報共有による気象災害の事前対策及び被害状況の速やかな把握、④迅速な技術情報の発信といった取組みを強化する。

(1) 重点化すべき課題に対応した取り組みの推進方向

ア 地域における新技術導入と生産・出荷体制確立を支援

農家の所得向上と、安全・安心で魅力ある農畜産物を消費者へ提供するため、試験研究機関、大学、民間等との連携を強化し、展示ほを活用し、地球温暖化に対応した新品種や、省エネ・低コスト、高品質・安定生産に資する革新的な生産技術の導入と普及定着を推進する。

また、実需者のニーズに対応し、年間を通じた安定出荷を可能とする生産技術の普及や出荷体制の確立を支援する。

さらに、生産性向上・省力化のため、スマート農業機器導入による費用対効果を明確にし、農業経営者へ機器導入に係る判断材料を提供するとともに、スマート農業機械導入の相談体制整備や、農業大学校や農業高校等若い世代のスマート農業への理解促進に努めるなど、将来に向け幅広く意識醸成を図る。

イ 担い手への支援強化

新規就農者については、新規学卒だけでなく、Uターンや定年帰農、非農家からの新規参入、農業法人への就職就農など多様な就農形態に対応し、市町村や農業委員会、農協、NPO法人、農業大学校及び農業高校、普及指導協力委員、県新規就農支援センター、先進的な農業者等との連携の下、就農促進活動を充実する。さらに、新規就農者の確保・育成体制を構築し、相談・研修・就農・定着の各段階に応じたきめ細やかな対策を推進する。

また、人・農地プランの実質化やその実行の取組みや、次世代の担い手への生産基盤の継承の推進、新規就農者を含む担い手への農地の集積・集約に向けた合意形成を支援するものとし、普及指導員は、担い手の技術、経営状況、意欲等に応じて、支援内容を設定するよう努める。

中でも、今後リタイアする農業者の経営を円滑に継承するため、くまもと経営継承支援センター等関係機関連携のもと、地域ぐるみの支援体制を構築し、農業者の自立までを伴走型で支援する。

さらに、将来地域をリードする青年農業者育成のため、青年農業者が取り組む生産及び経営技術に係るプロジェクト活動及び地域農業振興に向けた青年農業者組織の主体的な活動を支援する。

ウ 地域農業の維持・再編・発展

農地を守り地域農業を支えるため、関係機関と連携しながら地域営農組織の設立を促進するとともに、地域の実情に応じた営農ビジョンづくり等合意形成を支援する。また、地域営農組織の経営基盤を強化するため、法人化や組織の再編統合による大規模化・効率化、経営の多角化を推進する。

さらに、担い手への農地の集約や人・農地プランの実質化、農地集積や基盤整備による生産基盤の強化に向け、地域の実態把握や、法人等を対象とした気運の醸成、地域における合意形成の取組みを支援する。

エ 農村における多様な人材・機関との連携

普及指導員は、地域の多様な関係機関と連携して、実施方針に掲げる農村の課題に対応するため、地域コミュニティの維持、強化等、地域ごとの異なる農村の課題解決を支援する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、地域に応じて、他産業退職者、高齢者、障がい者、外国人等の多様な人材が活躍できる環境づくりに努める。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

ア 農業者に対する支援の充実・強化

普及指導員は本来職務である直接農業者に接して行う普及指導活動に要する時間が十分に確保されるよう留意するとともに、農業者に接する際は、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努める。

また、普及指導員が「スペシャリスト機能」を発揮しながら、普及指導活動の充実・強化を図るため、ICT(情報通信技術)の積極的な導入とこれを活用した普及指導活動を推進するよう努めるものとする。

さらに、農業経営に必要な技術・経営情報に加え、施策や普及指導活動実績等について広く認知されるよう、農業者を始めとする関係者・関係機関への情報発信を効果的かつ効率的に行うよう努めるものとする。

イ 公的機関が担うべき分野における取組みの強化

本県の農業・農村の発展に必要な支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要な地域農業全体の維持・発展を目的とする活動(地域農業で求められる技術革新の推進、技術導入や組織育成等に係る地域の合意形成、新規就農者の確保・育成、女性農業者の活躍推進、鳥獣被害対策、地

球温暖化対策、自然災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保、農福連携の推進に対する支援等、生産現場から求められている活動)について、現場の実情を踏まえて強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、課題解決のためのビジョンを持ち、関係機関、民間企業、先進的な農業者、外部有識者等関係者・機関をコーディネートする役割を果たすよう努めるものとする。

ウ 先進的な農業者とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者の持つ優れた知見や経験に学び、農業者が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者や地域リーダーに対し、経営発展のみならず地域振興に資する施策情報の提供を積極的に行いつつ、新規就農者の確保・育成を始めとした地域農業・農村を振興するための取組みへの参画を求めることや、普及振興計画の策定と評価の際に意見を求めること等、パートナーシップ構築のため積極的に働き掛ける。また、このような先進的な農業者等との協働が普及指導員自身の資質向上にも寄与することに鑑み、パートナーシップの構築のため、地域モデルとなるための支援や経営の高度化の支援に努めるものとする。

また、協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う先進的な農業者、農業経営及び農産物の加工・販売その他農業に関連する事業について識見を有する者を普及指導協力委員に委嘱し、その協力を得ることとする。

エ 試験研究機関・民間企業等との連携強化

(ア) 試験研究機関との連携

都道府県、独立行政法人、大学等の試験研究機関との連携に当たっては、農業革新支援専門員を中心に、研究開発の企画段階から、現場の課題や技術の改善すべき点を伝えることなどにより、より実用性の高い技術が開発されるための役割を果たすよう努める。また、こうして得られた成果を活用し、地域の課題解決を図るものとする。

(イ) 農業協同組合との役割分担・連携

普及組織が主体的に関わる必要がある課題について、どの程度関与する必要があるか、他の組織が中心となることができないかといった観点から、農協との役割分担を明確にしたうえで普及活動を行う。

特に、既に確立された技術による生産の高位平準化や、簡易な病害虫・

土壌・生育診断等の一般的な営農指導については、農協の営農・生活指導組織が主体的に担当するよう役割分担を進める。

その際、農協との役割分担を円滑に行うため、営農指導員を構成員とする技術者連絡協議会等の様々な機会を通じて情報提供を行い、連携を強化する。

(ウ) 金融機関との連携

農業制度資金等の借入希望農業者を対象とする普及指導活動に当たっては、適切な計画がなされるとともに、融資後の経営改善が確実に達成されるよう、日本政策金融公庫、地方銀行、農協等の金融機関の密接な連携に努める。

(エ) その他の民間企業等との連携強化

税務、会計・経理、労務管理等や農畜産物加工、マーケティング、ICT(情報通信技術)、高度な機械化技術等専門性の高い分野については、基本的には税理士や社会保険労務士等の民間企業を積極的に活用する。

その際、普及指導員は、民間企業等の専門家はその役割や強みを発揮できるように、地域農業に係る幅広い知識に基づき、関係者の役割分担を明確にして活動に取り組む。加えて、民間企業等と農業者や地域の関係機関とのコーディネートを含め、取組み全体の総括、点検を行う。

農業革新支援専門員は、連携と役割分担が適切に図られるよう、連携の状況や知見の内容等を把握するとともに、普及指導員と民間企業等との情報交換を促進するよう努める。

オ 普及振興計画の策定と評価

(ア) 普及振興計画の策定

地域の課題解決に向け、普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、「熊本県食料・農業・農村基本計画」及び実施方針に即し、おおむね4か年の普及指導活動による成果目標を明確にした普及振興計画を策定する。

普及振興計画は普及活動・農業振興用務両面を手法としながら、普及の機能を最大限に発揮し、市町村、農協等の関係機関との役割分担を明確にしたうえで、効果的・効率的に普及指導活動を展開させるために必要なものであり、適切な進行管理を行う。

また、普及振興計画策定に当たっては、地域の農業者、市町村、農業団体等の参画により、関係者の合意のもとに活動が展開されるよう十分に配慮する。

計画の策定や対象の選定に当たっては、地域の実情に応じ、普及指導員による取組みの必要性及び緊急性が高いものに重点化する。

(イ) 普及指導活動の評価

普及指導活動の評価に当たっては、普及指導活動及びその成果について記録を適切に行うとともに、必要性、有効性、効率性等の観点から、内部評価及び外部評価を行い、その成果に基づき改善方策の検討を実施する。

カ 重点プロジェクト計画の策定

農業革新支援センターが行う重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員が主体となり、集積した技術・情報を活用し、地域農業の重要な課題の解決に向けて、重点的かつ横断的に行う取組みについて、農業普及・振興課と連携して策定及び実施する。

キ 調査研究の適切な実施

普及指導員による調査研究の実施に当たっては、普及指導活動及び普及指導員の資質の向上に資するものとし、試験研究機関を始めとする関係者・関係機関との連携を積極的に図るほか、類似課題をもつ地域同士が横断的に連携し調査研究に取り組むことで、効果的・効率的に困難な課題を解決し、その成果等を有効に活用するものとする。

第3 普及指導員の配置に関する基本的事項

1 普及指導員の配置

普及指導活動を実施するため、各広域本部（地域振興局）農林（水産）部の11か所に、法第12条第2項の各号の普及指導センターの事務をつかさどる農業普及・振興課を設置し、法第8条第2項各号の事務を行う普及指導員を配置する。

普及指導員の配置に当たっては、地域農業の担い手への技術指導や情報提供、就農希望者への相談活動等、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できる普及指導活動を行うため、総合的に考慮する。

また、普及指導員が有する「スペシャリスト機能」及び「コーディネーター機能」が発揮されるよう、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数や年齢構成を配慮する。

なお、普及指導員が農業者との信頼関係を構築した上で、効果的かつ効率的な普及指導活動を継続して行い得るよう、普及指導員の在任期間にも

配慮する。

2 農業革新支援専門員の配置

専門分野に関する高い知見や関係機関との調整力を有した普及指導員を協同農業普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）第3第2項の農業革新支援専門員として農業技術課に配置し、第5の農業革新支援センターとする。

農業革新支援専門員は、県全域を活動範囲として各地域の普及指導員等と連携・役割分担を明確にしたうえで、広域的な重要課題等の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導や普及指導員の研修及び指導能力の高位平準化に向けた活動、試験研究機関・行政機関・教育機関との連携の企画調整・推進、研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応を行う。

また、農業革新支援専門員は、普及指導員と連携しながら、地域農業の生産面・流通面の革新を図る「重点プロジェクト」に取り組む。

さらに、先進的な農業者からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するとともに、気象災害等への危機管理及び技術対策確立に向けた支援を行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

1 普及指導員育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、中長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と配置を進めるため、普及指導員育成計画を策定する。

これに基づき年度ごとの研修実施計画を作成し、研修を計画的・効果的に実施するとともに、各種研修結果の効果的な活用を図る。

2 向上を図るべき資質

普及指導員に求められる役割を発揮するため、農業及び農業経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法、地域農業・農村についての実態や要望に基づいた将来展望の戦略を立案する手法等）については、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な向上を図る。

特に、GAP（農業生産工程管理）やスマート農業等の横断的な対応が必要となる技術及び知識、その他協同農業普及事業において重点的に推進する取組み並びに都道府県の実情に応じた課題に関する高度な技術及び知

識の習得に努める。

また、普及指導活動を進める能力について、調査研究の成果や各種普及指導活動関係手引き、普及組織に蓄積された経験等を参考としつつ、現場での課題抽出から解決までの一連の取組みに責任を持って遂行することにより、継続的に研鑽する。

3 資質向上の方法

(1) 基本的考え方

普及指導員が、「スペシャリスト機能」と「コーディネート機能」を併せ持ち、普及指導活動でこれらの機能を十分に発揮するため、普及指導員に対する研修の充実強化に努める。普及指導員の資質向上については、自己研修及び職場内研修を基本とし、国との役割分担を踏まえ、効果的・効率的かつ体系的に普及指導員の資質向上研修を実施する。

なお、これらの研修を実施する際には、各自の資質や解決すべき課題等に応じて、必要な能力を計画的に強化するものとし、国が実施する研修への派遣や最新のICT（情報通信技術）の効果的な活用に努める。

(2) 研修の進め方

研修の実施に当たっては、自己研修、職場内研修を基本としつつ、担当業務に対応した研修を実施する。

また、実践指導力強化期、専門・総合指導力強化期、企画・管理能力強化期の段階を踏まえて、普及指導員として求められる能力を十分発揮できる人材を育成する。

なお、研修の目的に応じて、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業、専門家等多様な人材との連携を図る。

(3) 研修の内容

ア 職場内研修

普及指導員の資質能力向上の基本は、日常の自己啓発を図りながら、普及指導活動を通じて学ぶ職場内研修にある。このため、所属長は積極的に研修に取り組む職場環境づくりに努め、職場内研修の充実・強化を図る。

また、国及び県の研修の成果の波及を図るため、職場内で研修報告を実施し、普及指導員としての共通認識を高めるとともに専門項目への活用を図る。

イ 県が実施する研修

(ア) 実践指導力強化研修

新たに任用された普及職員については2年間を新任期とし、初年度には普及指導活動基礎及び専門技術の養成研修を重点的に実施し、次年度には実践的技術の養成や効果的な普及指導活動を行うための研修を実施する。

また、新任期普及職員及び普及指導員資格試験受験者の普及指導活動に必要な技能習得を円滑に図るため、各所属内に普及活動支援チームを設立し、対象普及職員ごとに育成計画を作成し、農業革新支援センター等と連携したOJT活動を実施する。

(イ) 総合指導力・専門能力強化研修

新技術の普及定着、現場技術の総合的な組立による課題解決に向けた能力向上を図るため、地域の農業経営の実態に即した経営管理、経営分析等の実践的な研修を実施する。

なお、他機関からの転入者及び部門変更者に対しては、緊急的に技術向上を図るための研修を実施する。

(ウ) モデル的調査研究活動研修

普及指導活動の効果的効率的な実践に向けて、各所属の運営方法等を相互に交換し、本県のモデルとなるような普及指導体制の構築を図るための研修を実施する。

(エ) その他

採用1年目の普及職員については、多様化・高度化する農業・畜産業に触れるとともに、それぞれの分野の理解促進を目的に、農家派遣研修及び試験研究機関の長期実習を実施する。

ウ 国の研修への普及指導員の派遣

国が主催する研修については、普及指導活動の経験年数、本人の希望や所属長の推薦等を総合的に勘案し、農業革新支援専門員及び普及指導員を計画的に派遣し、指導能力の向上を図る。

第5 農業普及・振興課の運営

1 農業普及・振興課の活動体制

農業普及・振興課の活動体制は、地域の実情や情勢変化に弾力的に対応した普及指導活動を展開するため班体制とし、普及指導活動の時間が十分に確保されるよう、適切に業務管理を行う。また、緊急・突発的な課題が

生じた場合、プロジェクトチームの設置や各専門部門との連携により迅速に対応する。

併せて、農業者に対する普及指導活動及び調査研究活動を効果的・効率的に行うため、就農・営農相談室、土壌診断施設等の充実や機材の整備を図る。

加えて、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者に提供するとともに、新型コロナウイルス感染症に対応した「新たな生活様式」の下での普及指導活動の展開を図る観点から、ICT（情報通信技術）を活用した情報提供及び相談の機能強化に努める。

2 農業革新支援センターの活動体制

農業革新支援センターの活動体制は、普及指導員の専門分野ごとにおける普及課題解決の総括・支援活動を効果的・効率的に展開できるよう班体制とする。

また、農業革新支援センターは、各地域の農業普及・振興課と一体となり、試験研究機関、行政機関、農業大学校との連携を図りながら、普及指導活動を支援し、普及組織の役割強化を図る。

さらに、行政施策の推進に当たっては、普及事業の役割や機能がより明確になるよう、農林水産部関係各課との検討協議を行う等その一体的な推進に努める。県全域にわたる、あるいは地域横断的な緊急性の高い課題が発生した場合については、必要に応じて専門項目を配慮したプロジェクトチームを編成し迅速な解決に努める。

なお、先進的な農業者に対する専門的な情報提供や高度な相談機能を充実させるための機材を整備するとともに、農業者や地域農業の課題解決に向けて、以下の取組みを行うよう努めるものとする。

- (1) 運営指針第5に定められた農業革新支援センターの機能を発揮し、農業普及・振興課等では対応が困難な高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対しては、必要に応じて国や他の都道府県との全国的なネットワークを活用しながら、適時・適切に対応する。
- (2) 既存技術で対応できない課題や先進的な技術の現地適応等については、国立研究開発法人、大学、民間企業等との積極的な連携に努める。
- (3) 試験研究については、課題設定の計画段階から農業革新支援専門員が参画し、普及組織の総合力を発揮できるものとなるように努める。さらに、開発技術の普及状況や問題点等を的確に試験研究機関につなぐ等、普及組織による研究成果のフォローアップを強化する。

第6 農業者研修教育施設における研修教育の充実強化

1 研修教育の充実強化

農業大学校においては、将来の農業を担う人材を養成する中核的研修教育機関として、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、GAP（農業生産工程管理）に関する教育、企業、教育機関及び研究機関と連携したスマート農業技術研修を始めとした、実践的・発展的な教育内容の充実強化を進めるとともに、そのための施設整備を図る。

また、農家出身でない学生や雇用就農する農家出身の学生等が増加していることを踏まえ、円滑な就農のため、就農相談や農業法人とのマッチング、農業・普及振興課との連携等の就農支援の取組みを推進するとともに、就農後に地域への定着が図られるよう関係機関と連携し、継続的な支援を行うものとする。

2 社会人や農業高校等への研修機会の提供

農業者の学び直しの場としての農業技術・経営研修や、社会人等多様な人材の新規就農支援研修及び中山間地域の農村振興支援研修を実施するなど「開かれた農業大学校」としての研修教育を充実する。

また、農業高校等との連携を強化し、高校生の農業大学校への進学を促すとともに、就農意欲を喚起するための研修機会の提供や学校農業クラブ活動への支援等を行う。

第7 その他協同農業普及事業の運営に関する基本的事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の主体性を確保しつつ、効果的・効率的な課題解決の手段として、農業改良資金や青年等就農支援資金等の制度資金、並びに各種補助事業等を普及振興計画に明確に位置付け、普及組織の役割を明確にしたうえで、各広域本部（地域振興局）の関係各課、市町村や農協等の関係機関と密接に連携を図りながら普及指導活動を展開する。

また、行政施策に対する農業者への迅速な理解促進、並びに農業者ニーズの行政施策への的確な反映を図ることが重要であることから、関係機関との連携をより一層強化する。

2 家畜伝染病への対応

関係機関と連携し生産者等の防疫意識向上を推進するとともに、発生時には地域支援対策本部を設置し、家畜保健衛生所等が行う防疫対策対応へ

の協力・支援を行う。

3 病虫害対策への対応

病虫害の侵入・定着防止対策については、関係機関と連携し生産者等の防疫意識向上を推進するとともに、発生時には病虫害防除所等が行う調査・初動対応への協力・支援を行う。

4 関係機関との連携による効率的な普及活動

各広域本部（地域振興局）単位で、市町村、農業団体、農業者組織等の関係組織と連携した会議を開催し、地域農業の活性化や役割分担の明確化等を通じて、普及指導活動の機能強化を図りながら、次に掲げる普及指導活動推進に係る事項について、定期的な協議を通じて、効果的・効率的な普及指導活動を展開する。

- (1) 普及振興計画の策定
- (2) 普及指導活動の評価
- (3) 関係機関との連携及び役割分担
- (4) その他普及指導活動の推進に関すること

5 各種地域協議会との連携による普及活動

市町村、農協等の関係機関で構成する営農連絡協議会や市町村農業担い手育成総合支援協議会等と密接に連携するとともに、各種協議会等での普及指導員の役割を明確にしたうえで、総合的な指導効果を発揮するよう努める。

6 地域資源である林業・水産業との連携及び都道府県間の連携

地域の多様な資源の活用による地域農業の振興を図る観点から、林業や水産業に課する普及指導員等、農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。

また、全国的な普及指導活動の課題に課する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力を努める。

7 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解促進及び将来における農業の担い手確保に資するため、農業体験学習等の取組みを推進する教育機関、市町村、農協等に対して情報提供、相談活動を実施する。

8 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚の涵養を図る観点から、海外からの研修生等の受け入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供に努める。